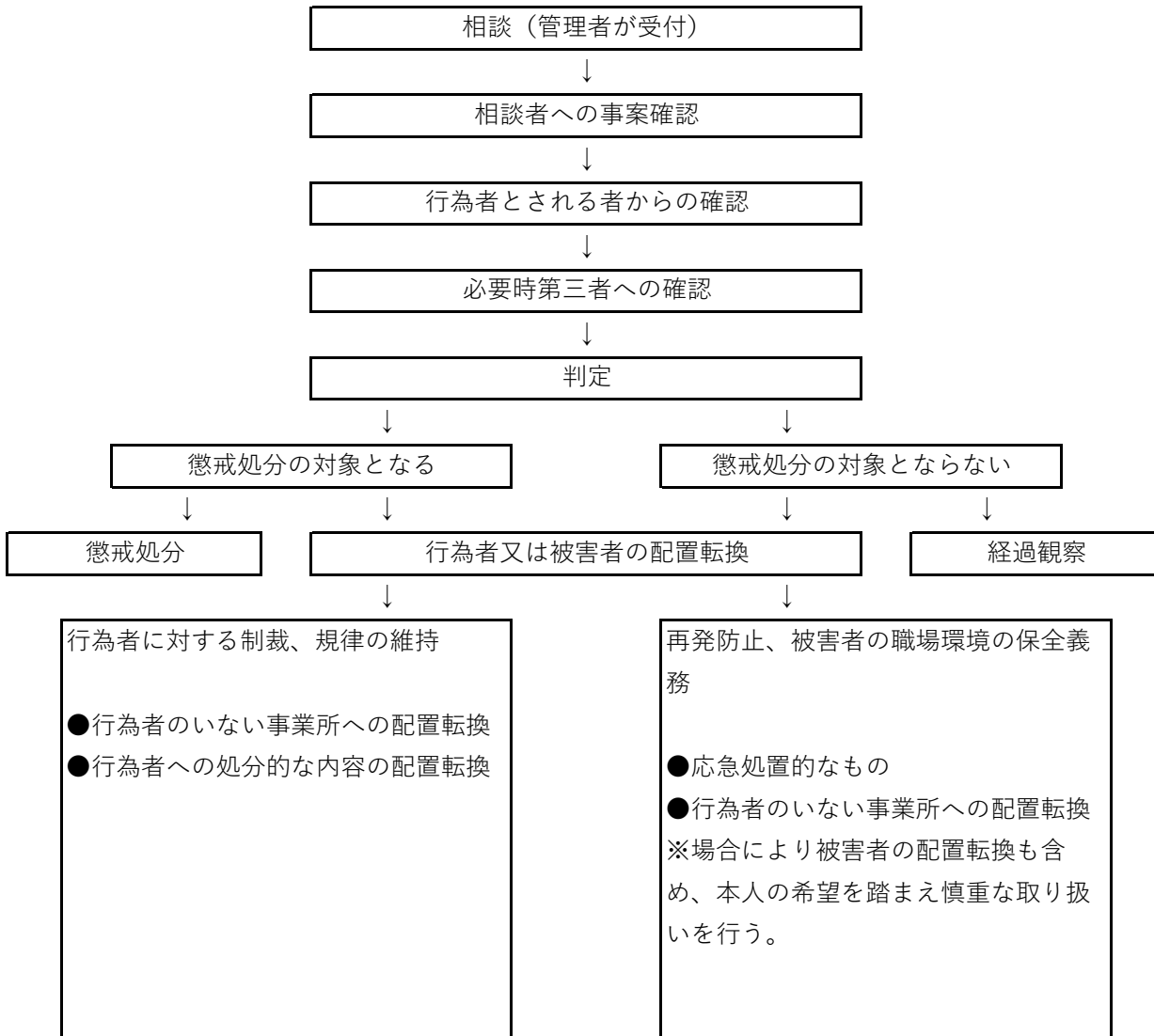


ハラスメント相談（苦情）受付体制

対応を円滑に行うため、以下の通り解決までの体制図を定める。



●事実確認の結果にかかわらず、結果は本人に伝えるものとする

●管理者が行為者にあたる場合は管理者以外のものが受付を担当する

[留意点]

- (1) ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。
- (2) ハラスメントの判断を行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保証する。
- (3) ハラスメントの判断や対応は、会議等の場で十分に検討する。